更生債権等の特別調査期間

平成２２年（ミ）第４号
大阪市中央区森ノ宮中央２丁目７番20号
更生会社　株式会社ウエムラ興発
特別調査期間　平成23年３月16日から平成23年３月18日まで
平成23年２月17日
大阪地方裁判所第６民事部

更生計画変更

平成２０年（ミ）第６号
東京都中央区日本橋人形町１丁目１番10号
更生会社　トスコ株式会社
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件更生計画を変更する。
３　更生計画変更計画の要旨
⑴　本件更生計画第３章第１節１⑵イの次に「イ－２
後記エ－１記載の方法により分筆された土地を売却した場合には、別表７－１整理番号１の更生担保権者に対し、売買代金支払の日（手付金交付の日を除く。）から１か月以内に、売買代金と同額を弁済する。」を追加する。
⑵　本件更生計画第３章第１節１⑵ウ㋐中「エ記載」とあるのを「エ－２記載」と、同㋑中「イの弁済額」とあるのを「イ、イ－２の弁済額」と変更する。
⑶　本件更生計画第３章第１節１⑵ウ㋑ａ中「エ記載」とあるのを「エ－２記載」と変更する。
⑷　本件更生計画第３章第１節１⑵ウの次に、「エ－１　担保不動産の一部売却
管財人は、別表10－３「担保権の目的物一覧表（不動産）」物件番号１（別表10－２－２「存続しない担保権一覧表（工場財団）」記載の目的物を除く。）の担保不動産である三原市城町三丁目１番１の土地から、別紙土地所在図・地積測量図（地番１－42と記載されたもの）記載のとおり分筆（以下、同別紙により特定される分筆された土地を「１番42の土地」という。）し、別紙地積測量図（地番１番43、601番９と記載されたもの）記載のとおり分筆（以下、同別紙により特定される分筆された土地を「１番43の土地」という。）し、別紙土地所在図・地積測量図（地番１－１、１－50と記載されたもの）記載のとおり分筆（以下、同別紙により特定される分筆された土地を「１番50の土地」という。）することができる。
管財人は、東京地方裁判所の許可を得て、平成23年12月末日までに、１番42の土地、１番43の土地及び１番50の土地並びに三原市城町三丁目601番９の土地を、土地の売却代金に係る坪単価が金17万円を超えているときには売却することができる。」を追加する。
⑸　本件更生計画第３章第１節１⑵中「エ　担保不動産の売却」とあるのを「エ－２　担保不動産の売却」と、同㋐中「担保不動産」とあるのを「担保不動産（エ－１により売却された不動産を除く。）」と、同㋒中「金1,200百万円、」とあるのを「金1,200百万円から上記エ－１による売却代金を控除した額を超えた場合、」と変更する。
⑹　本件更生計画第３章第１節１⑶ア中「１⑵エ記載」とあるのを「１⑵エ－１又は２記載」と変更する。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２３年（再）第１号
長野県飯田市座光寺4601番地１
再生債務者　株式会社マルタ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　長野市桜枝町1177－５　竹内喜宜法律事務所　弁護士　竹内　喜宜
平成23年２月17日　長野地方裁判所民事部
平成２３年（再）第１号
兵庫県姫路市花田町小川38番地８
再生債務者　徳永　浩明
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　兵庫県神戸市中央区多聞通３丁目３番７号コウベセンタービル９階　田辺重徳法律事務所　弁護士　新井　大介
平成23年２月17日　神戸地方裁判所姫路支部
平成２３年（再）第２号
兵庫県姫路市四郷町上鈴148番地
再生債務者　水瀬　勇
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　兵庫県神戸市中央区多聞通３丁目３番７号コウベセンタービル９階　田辺重徳法律事務所　弁護士　新井　大介
平成23年２月17日　神戸地方裁判所姫路支部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
北海道帯広市東２条南10丁目２番地
再生債務者　株式会社ＨＩＴＣ
代表者代表取締役　工藤　祐一
１　決定年月日時　平成23年２月18日午前９時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月31日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年４月27日から平成23年５月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部
平成２３年（再）第５号
大阪府堺市美原区北余部501番地４
再生債務者　株式会社楠村熔断工業所
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年４月28日から平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第２号
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595番地３
再生債務者　株式会社東協エンジニアリング
１　決議に付する再生計画案　平成23年２月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成23年３月16日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年３月９日
平成23年２月18日
京都地方裁判所第５民事部
平成２２年（再）第１７号
大阪府堺市中区伏尾722番地
再生債務者　株式会社荒井製作所
１　決議に付する再生計画案　平成23年２月14日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成23年４月22日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年３月25日
平成23年２月16日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第２１号
大阪府堺市堺区中瓦町１丁４番８号
再生債務者　河中興業株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年２月15日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（再）第２２号
大阪府堺市堺区五月町１番24号
再生債務者　河中　勝利
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年２月15日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（再）第２３号
大阪府堺市堺区中瓦町１丁４番８号
再生債務者　河中　加代
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年２月15日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（再）第１号
兵庫県尼崎市大浜町２丁目28番７号
再生債務者　難波金属株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年２月16日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係